

公立病院経営強化プランについて

令和6年1月 山口県医療政策課

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定時期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ 医師・看護師等の確保（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

- ▼ 公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、総務省が令和4年3月29日に策定した「公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、**病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議**できるとされたところ。
- ▼ ガイドラインにおける取扱い（下記のガイドラインp.4抜粋）を踏まえ、次の①～③のいずれかの方法により、調整会議において協議を実施することとする。

既に、自主的に新改革ガイドラインによる新公立病院改革プランの改定を行っている場合（＝ケース①）又は地方独立行政法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合（＝ケース②）には、**本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定**することで足りる。
- ▼ なお、策定する「公立病院改革プラン」等がガイドラインの内容を踏まえたものかどうかの可否等については、総務省又は県市町課に確認・調整の上、対応すること。

① 経営強化ガイドラインを踏まえて策定した「公立病院経営強化プラン」に基づき協議を実施
※上記ケース①又はケース②に該当する場合でも、①の対応で可（選択は任意）

② 上記ケース①に該当する場合、経営強化ガイドラインが要請している事項のうち不足している部分を追加した「公立病院改革プラン」、又は、追加前の「公立病院改革プラン」と追加すべき内容を含む資料（様式任意）に基づき協議を実施

③ 上記ケース②に該当する場合、経営強化ガイドラインが要請している事項のうち不足している部分を追加した「中期計画」、又は、追加前の「中期計画」と追加すべき内容を含む資料（様式任意）に基づき協議を実施

調整会議における経営強化プランの協議について

経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ①地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ③機能分化・連携強化
- ④医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標
- ⑤一般会計負担の考え方
- ⑥住民の理解のための取組

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ①医師・看護師等の確保
- ②臨床研修医の受け入れ等を通じた若手医師の確保
- ③医師の働き方改革への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ①施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ②デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

○ 経営強化プランのうち**地域医療構想**に関する「(1) 役割・機能の最適化と連携の強化①～③」の記載内容について、**調整会議**において**地域医療構想と整合性が取れている等の観点**から協議を実施。

➡ 協議項目である「(1) 役割・機能の最適化と連携の強化①～③」のポイントと記載内容を整理。(「(1) 役割・機能の最適化と連携の強化④」については、参考として整理。)